

理事の職務権限に関する規程

特定非営利活動法人上田映劇の理事の職務権限は、定款第15条第1項から第4項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

- 1 理事長及び業務執行理事（理事長以外の理事であって、理事会の決議によってこの法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。以下同じ。）は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 2 理事の職務権限は、次の表のとおりとする。

(1) 理事長	この法人を代表し、その業務を執行する。 理事会を招集し、議長として主宰し、又は議長を指名する。 総会を招集する。 直接もしくは副理事長又は業務執行理事を通じて、事務局を統括・指揮し、重要事項を承認・決定する。
(2) 副理事長	理事長を補佐し、必要に応じて理事長の職務を代行する。
(3) 業務執行理事	理事会で決議する次の業務を主に担当し、法人の当該業務を執行する。 ・広報担当 ・補助金・助成金担当 ・その他理事会決議により担当させる業務 各業務執行理事は、協力して業務を遂行するとともに、担当業務に関し事務局を指揮・監督する。 必要に応じて理事長、副理事長の職務を代行する。

附 則

この規程は、2023年1月30日から施行する。（2023年1月30日理事会議決）

以上